

## 大治町浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公共下水道の接続によって不用となる公共下水道整備区域内にある浄化槽を、雨水貯留施設に転用する者に対し、その転用に要する費用の一部を補助することにより、雨水の流出抑制並びに雨水及び資源の有効利用を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において雨水貯留施設とは、敷地内に降った雨水を貯留する槽及び附属設備で、貯留した雨水を散水等に利用するための施設をいう。

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、公共下水道への接続に伴い不用となる浄化槽を、雨水貯留施設に転用するために行う次に掲げる工事等（以下「転用工事」という。）に要する経費とする。

- (1) 浄化槽内部の汚泥のくみ取り及び清掃費
- (2) 浄化槽内部の不用品の撤去費及び仕切板の穴あけ工事費
- (3) 浄化槽の浮力防止工事費
- (4) 雨水集水配管及び雨水管の取付工事費
- (5) ポンプ本体及びポンプの設置に係る工事費
- (6) その他転用に附属する工事費

### (補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、公共下水道へ排水設備を接続することにより、不用となる浄化槽の転用工事を自らの負担により行う者とする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、公共下水道の供用開始日から起算して3年を経過したときは、補助金の交付を行わない。ただし、町長が相当の理由があると認めたものについては、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 国、地方公共団体
- (2) 国、地方公共団体から他の補助金を受け、雨水貯留施設への改造工事を行う者
- (3) 町税及び下水道事業受益者負担金の滞納のある者
- (4) その他町長が補助金の交付を不相当と認めた者

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3条に規定する補助対象経費の合計額に

3分の2を乗じて得た額とし、10万円を限度額とする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大治町下水道条例(平成21年大治町条例第16号。以下「条例」という。)第5条第1項に規定する計画を申請するときに、町長に浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 転用工事図面一式

- (2) 転用工事見積書の写し

- (3) 誓約書(様式第2号)

- (4) 大治町の納税証明書(住民税及び固定資産税)

- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定及び通知)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、転用工事の計画を変更しようとするときは、浄化槽雨水貯留施設転用工事計画変更申請書(様式第4号)に、必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、浄化槽雨水貯留施設転用費補助金変更決定通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。

(完了報告の提出)

第9条 補助対象者は、転用工事が完了したときは、条例第7条第1項に規定する届出をするときに、浄化槽雨水貯留施設転用工事実績報告書(様式第6号)に、必要な書類を添付して町長に提出し、その検査を受けなければならない。

(補助金の額の決定)

第10条 町長は、前条に規定する検査に合格したときは、速やかに交付すべき補助金の額を決定し、浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付額確定通知書(様式第7号)を、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、速やかに浄化槽雨水貯留施設転用費補助金請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(維持管理等)

第13条 補助金の交付を受けた者は、転用工事の完了後、雨水貯留施設の適正な維持管理に努めなければならない。この場合において雨水貯留施設に損傷が生じたとき又雨水貯留施設の異常からその他のものに損害、事故等が生じたときは、町はその責任を負わないものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。